

労働者派遣事業変更届出書に添付する書類(個人)

※一部名称は表現を変えています

様式名	提出部数	
	正本	コピー
様式第5号 労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書 (変更に係る事項のあった日の翌日から起算して10日以内に提出) ※登記事項証明書を添付の場合並びに派遣元責任者に係る変更の場合、変更事項のあった日の翌日から起算して30日以内に提出	1	2

〈事業所の所在地等の変更〉	提出部数	
	正本	コピー
事業所の使用権を証明する書類 (不動産の登記事項証明書(下記《その他注意事項2》により提出不要)又は不動産賃貸借(使用貸借)契約書の写し) ※転貸借の場合、家主の同意書等必要 事務所の見取り図 (労働者派遣事業として使用する事務室、研修室等)タテ×ヨコ メートル記載	1	1

※事業所名称の変更は添付書類なし

〈代表者の氏名、住所等の変更〉	提出部数	
	正本	コピー
住民票(本籍記載・個人番号(マイナンバー)省略)、履歴書及び精神の機能の障害に関する医師の診断書(該当しない場合は提出不要) (住所と居所が違う場合には、事業主証明の居所証明書必要) ※住所変更のみの場合、医師の診断書は不要	1	1

〈派遣元責任者の氏名・住所等の変更〉	提出部数	
	正本	コピー
住民票(本籍記載・個人番号(マイナンバー)省略)、履歴書及び精神の機能の障害に関する医師の診断書(該当しない場合は提出不要) (住所と居所が違う場合には、事業主証明の居所証明書必要) ※住所変更のみの場合、医師の診断書は不要 ※氏名変更(同一人物)のみの場合、全て不要	1	1
派遣元責任者講習受講証明書 (受講日が届出日前3年以内のもの) ※要件を満たしている者を選任のこと	/	2

《その他注意事項》

- 1 事業所の所在地変更については、許可証書換申請となるため手数料として許可証1枚につき3千円の収入印紙が必要です。
- 2 登記事項証明書は、以下の情報を提供いただくことで管轄労働局にて確認を行いますので、提出不要となります。
確認できない場合、従来どおり提出をお願いすることがあります。
・不動産の登記事項証明書…同証明書掲載の「所在」「家屋番号」あるいは「不動産番号」
- 3 様式は、申請時における最新の様式を使用して下さい。(事業主の押印は不要です。)
- 4 管轄労働局や申請内容により必要書類が異なる場合がございます。ご不明点は事業主管轄労働局へお問い合わせ下さい。